

					係るもの (2) 設備工事に係るもの イ 請負対象設計金額が6,000万円以上の工事に係るもの ロ 請負対象設計金額が6,000万円未満の工事に係るもの (イ) 営繕費に係る本庁舎等の工事に係るもの (ロ) (イ)以外のもの a 東部総合事務所及び八頭総合事務所の所管区域に係るもの b 中部総合事務所 c 西部総合事務所及び日野総合事務所の所管区域に係るもの	東部総合事務所長 中部総合事務所長 西部総合事務所長
38	同規則第72条の5第1項の規定による工事取替の施工体制に係る実態調査の実施				(一) 請負対象設計金額が2億円以上の工事に係るもの (二) 請負対象設計金額が2億円未満の工事に係るもの (1) 建築工事に係るもの イ 営繕費に係る本庁舎等の工事に係るもの ロ イ以外のもの (イ) 東部総合事務所及び八頭総合事務所の所管区域に係るもの (ロ) 中部総合事務所 (ハ) 西部総合事務所及び日野総合事務所 の所管区域に	東部総合事務所長 中部総合事務所長 西部総合事務所長

				係るもの (2) 設備工事に係るもの イ 請負対象設計金額が6,000万円以上の工事に係るもの ロ 請負対象設計金額が6,000万円未満の工事に係るもの (イ) 営繕費に係る本庁舎等の工事に係るもの (ロ) (イ)以外のもの a 東部総合事務所及び八頭総合事務所の所管区域に係るもの b 中部総合事務所 of の所管区域に係るもの c 西部総合事務所及び日野総合事務所 of の所管区域に係るもの						東部総合事務所長 中部総合事務所長 西部総合事務所長	
七	県有建物に関する広告物等取扱規程に基づく知事の特権に属する事務（本庁の庁舎又は構内におけるものに限る。）	1 同訓令第1条の規定による広告物の表示又はこれに関する物件の設置の許可 2 同訓令第5条ただし書の規定による1の許可の取扱い									
八	その他の事務	1 叙位、叙勲及び褒章に係る事務 (一) 候補者の決定 (1) 春秋叙勲及び褒章に係るもの (2) 叙位、高齢者叙勲、死亡叙勲及び遺族追褒に係るもの (二) 国への具申 2 総合事務所の職員に対する表彰（総合事務所長の名において処置することが適当であるものに限る。） 3 本庁の庁舎の使用割合の決定又は変更 4 本庁の庁舎の暖冷房取扱いの終了								総合事務所長	

略										
略										
三	鳥取県立公文書館管理規則(平成2年鳥取県令第47号)に基づく知事の権限に属する事務	1	すべての事務							公文書館長
略										
略										

		の時期の決定								
		5 本庁の構内電話の架設、廃止又は変更								
		6 本庁の庁舎内での電気機器使用の承認								
略										
略										
略										
財政課	一 地方自治法に基づく知事の権限に属する事務	1	同法第19条第2項の規定による予算についての総務大臣への報告及び公表							
		2	同法第20条第2項ただし書の規定による歳出予算の各項目の経費の金額の効用							
		3	同法第20条第1項の規定による地方債の起債							
		4	同法第23条第6項の規定による決算についての総務大臣への報告及び公表							
		5	同法第25条の3第1項及び第3項の規定による一時借入金の借入れ及び当該借入金の償還							
	二 地方自治法(昭和23年法律第109号)に基づく知事の権限に属する事務	1	同法第5条の3第1項の規定による起債についての総務大臣への協議							
		2	同法第5条の3第5項の規定による起債についての議会への報告							
		3	同法第5条の4第1項及び第4項の規定による起債の許可についての総務大臣への申請							
		4	同法附則第33条の7第4項の規定による起債の許可についての総務大臣への申請							
	三 地方交付税法(昭和25年法律第211号)に基づく知事	1	同法第5条第1項の規定による基準財政需要額及び基準財政収入額に関する資料、特別							

<p>税務課</p>	<p>略</p>	<p>税務課</p>	<p>略</p>																											
<p>営繕課</p>	<p>一 営繕工事に係る知事の権限に属する事務</p> <p>1 営繕工事に係る起工の決定</p> <p>(一) 請負対象設計金額(請負契約の対象となる部分の設計金額をいう。以下営繕課の項の一から三までにおいて同じ。)が5億円以上の工事に係るもの</p> <p>(二) 請負対象設計金額が5億円未満の工事に係るもの</p> <p>(1) 請負対象設計金額が2億円以上の工事に係るもの</p> <p>(2) 請負対象設計金額が2億円未満の工事に係るもの</p> <p>イ 建築工事に係るもの</p> <p>(イ) 営繕費に係る本庁舎等(本庁舎、第二庁舎、議会棟、知事公舎、県外施設及び本庁発注工事に密接な関係があるもの又は工事の性質上地方機関で発注することが適当でないもの。以</p>																													
<p>の権限に属する事務</p>	<p>交付税の額の算定に用いる資料の総務大臣への提出</p>																													
<p>四 鳥取県予算規則(昭和89年鳥取県規則第36号)に基づく知事の権限に属する事務</p>	<p>1 同規則第12条の規定による歳出予算の配当</p> <p>2 同規則第14条の規定による歳出予算の配当替え</p> <p>3 同規則第16条の規定による歳出予算に係る各目又は各節の経費の金額の流用</p>																													
<p>五 社債等登録法(昭和17年法律第11号)に基づく知事の権限に属する事務</p>	<p>1 同法第3条第1項の規定による県債の登録</p>																													
<p>六 その他の事務</p>	<p>1 地方交付税及び地方債の算定</p> <p>2 県債の償還</p> <p>3 基金運用益の積立て</p>																													

<p>下管繰課 の項の一 から三ま でにお いて同 じ。)の 工事に係 るもの</p> <p>(ロ) (イ) 以外のも の</p> <p>a 東部 総合事 務所及 び八頭 総合事 務所の 所管区 域に係 るもの</p> <p>b 中部 総合事 務所の 所管区 域に係 るもの</p> <p>c 西部 総合事 務所及 び日野 総合事 務所の 所管区 域に係 るもの</p> <p>□ 設備工事 に係るもの</p> <p>(イ) 請負 対象設計 金額が 6,000万円 以上の工 事に係る もの</p> <p>(ロ) 請負 対象設計 金額が 6,000万円 未満の工 事に係る もの</p> <p>a 管繕 費に係 る本庁 舎等の 工事に 係るも の</p> <p>b a以 外のも の</p> <p>(a) 東部 総合 事務 所及 び八 頭總 合事 務所 の所 管区 域に 係る もの</p> <p>(b) 中部 総合 事務 所の 所管 区域 に係 るも の</p>	<p>東部総合事務 所長</p> <p>中部総合事務 所長</p> <p>西部総合事務 所長</p> <p>東部総合事務 所長</p> <p>中部総合事務 所長</p>
--	--

	(c) 西部総合事務所及び日野総合事務所の所管区域に係るもの									西部総合事務所長																					
2	2 営繕工事に係る諸々の変更 (一) 請負対象設計金額が5億円以上の工事に係るもの (1) 契約金額の2割以上の増減を伴うもの (2) (1)以外のもの (二) 請負対象設計金額が5億円未満の工事に係るもの (1) 請負対象設計金額が2億円以上の工事に係るもの (2) 請負対象設計金額が2億円未満の工事に係るもの イ 建築工事に係るもの (イ) 営繕費に係る本庁舎等の工事に係るもの (ロ) (イ)以外のもの a 東部総合事務所及び八頭総合事務所の所管区域に係るもの b 中部総合事務所及び日野総合事務所の所管区域に係るもの c 西部総合事務所及び日野総合事務所の所管区域に係るもの ロ 設備工事に係るもの (イ) 請負対象設計金額が6,000万円以上の工事に係るもの (ロ) 請負対象設計金額が									東部総合事務所長 中部総合事務所長 西部総合事務所長																					

	<p>6,000万円未満の工事に係るもの</p> <p>a 営繕費に係る本庁舎等の工事に係るもの</p> <p>b a以外のもの</p> <p>(a) 東部総合事務所及び八頭総合事務所の所管区域に係るもの</p> <p>(b) 中部総合事務所所の所管区域に係るもの</p> <p>(c) 西部総合事務所及び日野総合事務所所の所管区域に係るもの</p>					<p>東部総合事務所長</p>										
	<p>3 営繕工事に係る請負契約の締結を随意契約の方法によることによること(4の場合を除く。)</p> <p>(一) 請負対象設計金額が5億円以上の工事に係るもの</p> <p>(二) 請負対象設計金額が5億円未満の工事に係るもの</p> <p>(1) 請負対象設計金額が2億円以上の工事に係るもの</p> <p>(2) 請負対象設計金額が2億円未満の工事に係るもの</p> <p>イ 建築工事に係るもの</p> <p>(イ) 営繕費に係る本庁舎等の工事に係るもの</p> <p>(ロ) (イ)以外のもの</p>					<p>中部総合事務所長</p>										
						<p>西部総合事務所長</p>										

<p>a 東部 総合事 務所及 び八頭 総合事 務所の 所管区 域に係 るもの</p>	<p>東部総合事務 所長</p>
<p>b 中部 総合事 務所の 所管区 域に係 るもの</p>	<p>中部総合事務 所長</p>
<p>c 西部 総合事 務所及 び日野 総合事 務所の 所管区 域に係 るもの</p>	<p>西部総合事務 所長</p>
<p>□ 設備工事 に係るもの</p>	
<p>(イ) 請負 対象設計 金額が 6,000万円 以上の工 事に係る もの</p>	
<p>(ロ) 請負 対象設計 金額が 6,000万円 未満の工 事に係る もの</p>	
<p>a 営繕 費に係 る本庁 舎等の 工事に 係るも の</p>	
<p>b a以 外のも の</p>	
<p>(a) 東部 総合事 務所及 び八頭 総合事 務所の 所管区 域に係 るもの</p>	<p>東部総合事務 所長</p>
<p>(b) 中部 総合事 務所の 所管区 域に係 るもの</p>	<p>中部総合事務 所長</p>
<p>(c) 西部 総合事 務所及 び日野 総合事 務所の 所管区 域に係 るもの</p>	<p>西部総合事務 所長</p>

		<p>上の工事に 係るもの</p> <p>□ 請負対象 設計金額が 6,000万円未 満の工事に 係るもの</p> <p>(イ) 営繕 費に係る 本庁舎等 の工事に 係るもの</p> <p>(ロ) (イ) 以外のも の</p> <p>a 東部 総合事 務所及 び八頭 総合事 務所の 所管区 域に係 るもの</p> <p>b 中部 総合事 務所の 所管区 域に係 るもの</p> <p>c 西部 総合事 務所及 び日野 総合事 務所の 所管区 域に係 るもの</p>					<p>東部総合事務 所長</p>										
6		<p>営繕工事に係る 土地、水面等の測 量及び調査の委託 の決定（一般競争 入札又は指名競争 入札の報告に係る 事務を除く。）</p> <p>(一) 契約の対象 となる部分の金 額が1億円以上 のもの</p> <p>(二) 契約の対象 となる部分の金 額が6,000万円以 上1億円未満の もの</p> <p>(三) 契約の対象 となる部分の金 額が6,000万円未 満のもの</p> <p>(1) 契約の対 象となる部分 の金額が600万 円以上のもの</p> <p>(2) 契約の対 象となる部分 の金額が600万 円未満のもの</p> <p>イ 営繕費に 係る本庁舎 等の工事に 係るもの</p> <p>ロ イ以外の もの</p> <p>(イ) 東部 総合事務 所及び八 頭総合事 務所の所 管区域に 係るもの</p> <p>(ロ) 中部 総合事務 所の所管 区域に係</p>					<p>東部総合事務 所長</p>										
							<p>中部総合事務 所長</p>										

	るもの (ハ) 西部 総合事務 所及び日 野総合事 務所の所 管区域に 係るもの							西部総合事務 所長
	7 営繕工事に係る 設計又は監督の委 託の決定（一般競 争入札又は指名競 争入札の執行に係 る事務を除く。） (一) 契約の対象 となる部分の金 額が1億円以上 のもの (二) 契約の対象 となる部分の金 額がも,000万円以 上1億円未満の もの (三) 契約の対象 となる部分の金 額がも,000万円未 満のもの (1) 契約の対 象となる部分 の金額がも00万 円以上のもの (2) 契約の対 象となる部分 の金額がも00万 円未満のもの イ 営繕費に 係る本庁舎 等の工事に 係るもの ロ イ以外の もの (イ) 東部 総合事務 所及び八 頭総合事 務所の所 管区域に 係るもの (ロ) 中部 総合事務 所の所管 区域に係 るもの (ハ) 西部 総合事務 所及び日 野総合事 務所の所 管区域に 係るもの							東部総合事務 所長 中部総合事務 所長 西部総合事務 所長
	8 他部署の所掌に 係る営繕工事の受 託の決定							
	9 不動産登記法 (明令32年法律第 24号)に基づく不 動産の登記 (一) 東部総合事 務所及び八頭総 合事務所の所管 区域に係るもの (二) 中部総合事 務所の所管区域 に係るもの (三) 西部総合事 務所及び日野総 合事務所の所管 区域に係るもの							東部総合事務 所長 中部総合事務 所長 西部総合事務 所長
二 営繕工 事及びこれ に伴う委託	1 同規程第27条の 規定による予定価 格の決定							

<p>務に係る鳥 取県建設工 事等の入札 制度に関す る規則(平 成19年鳥取 県銀第76 号)に基づ く知事の権 限に属する 事務</p>	<p>(一) 請負対象設 計金額が2億円 以上の工事に係 るもの (二) 請負対象設 計金額が2億円 未満の工事に係 るもの (1) 建築工事 に係るもの イ 普通費に 係る本庁舎 等の工事に 係るもの ロ イ以外の もの (イ) 東部 総合事務 所及び八 頭総合事 務所の所 管区域に 係るもの (ロ) 中部 総合事務 所の所管 区域に係 るもの (ハ) 西部 総合事務 所及び日 野総合事 務所の所 管区域に 係るもの (2) 設備工事 に係るもの イ 請負対象 設計金額が 6,000万円以 上の工事に 係るもの ロ 請負対象 設計金額が 6,000万円未 満の工事に 係るもの (イ) 普通 費に係る 本庁舎等 の工事に 係るもの (ロ) (イ) 以外のも の a 東部 総合事 務所及 び八頭 総合事 務所の 所管区 域に係 るもの b 中部 総合事 務所の 所管区 域に係 るもの c 西部 総合事 務所及 び日野 総合事 務所の 所管区 域に係 るもの (三) 委託建設 計金額(委託契 約の対象となる 部分の設計金額 をいう。以下當 継果の項の二に</p>	<p>東部総合事務 所長</p>	<p>中部総合事務 所長</p>	<p>西部総合事務 所長</p>	<p>東部総合事務 所長</p>	<p>中部総合事務 所長</p>	<p>西部総合事務 所長</p>
--	--	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------

<p>において同じ。)から5,000万円以上の委託業務に係るもの</p> <p>(四) 委託対象設計金額が500万円以上5,000万円未満の委託業務に係るもの</p> <p>(五) 委託対象設計金額が500万円未満の委託業務に係るもの</p> <p>(1) 営繕費に係る本庁舎等の工事に係るもの</p> <p>(2) (1)以外のもの</p> <p>イ 東部総合事務所及び八頭総合事務所の所管区域に係るもの</p> <p>ロ 中部総合事務所の所管区域に係るもの</p> <p>ハ 西部総合事務所及び日野総合事務所の所管区域に係るもの</p>					<p>東部総合事務所長</p> <p>中部総合事務所長</p> <p>西部総合事務所長</p>				
<p>2 同規則第30条第1項の規定による調査基準耐格の決定</p> <p>(一) 請負対象設計金額が2億円以上の工事に係るもの</p> <p>(二) 請負対象設計金額が2億円未満の工事に係るもの</p> <p>(1) 建築工事に係るもの</p> <p>イ 営繕費に係る本庁舎等の工場に係るもの</p> <p>ロ イ以外のもの</p> <p>(イ) 東部総合事務所及び八頭総合事務所の所管区域に係るもの</p> <p>(ロ) 中部総合事務所の所管区域に係るもの</p> <p>(ハ) 西部総合事務所及び日野総合事務所の所管区域に係るもの</p> <p>(2) 設け工事に係るもの</p> <p>イ 請負対象設計金額が6,000万円以上の工事に係るもの</p> <p>ロ 請負対象設計金額が6,000万円未</p>					<p>東部総合事務所長</p> <p>中部総合事務所長</p> <p>西部総合事務所長</p>				

		満の工事に 係るもの (イ) 営繕 費に係る 本庁舎等 の工事に 係るもの (ロ) (イ) 以外のも の a 東部 総合事 務所及 び八頭 総合事 務所の 所管区 域に係 るもの b 中部 総合事 務所の 所管区 域に係 るもの c 西部 総合事 務所及 び日野 総合事 務所の 所管区 域に係 るもの								東部総合事務 所長																	
3	同規則第31条第 1項の規定による 最低制限価格の決 定 (一) 請負対象設 計金額が2億円 以上の工事に係 るもの (二) 請負対象設 計金額が2億円 未満の工事に係 るもの (1) 建築工事 に係るもの イ 営繕費に 係る本庁舎 等の工事に 係るもの ロ イ以外の もの (イ) 東部 総合事務 所及び八 頭総合事 務所の所 管区域に 係るもの (ロ) 中部 総合事務 所の所管 区域に係 るもの (ハ) 西部 総合事務 所及び日 野総合事 務所の所 管区域に 係るもの (2) 設備工事 に係るもの イ 請負対象 設計金額が 6,000万円以 上の工事に 係るもの ロ 請負対象 設計金額が 6,000万円未 満の工事に									東部総合事務 所長																	
										中部総合事務 所長																	
										西部総合事務 所長																	

							係るもの (イ) 營繕費に係る本庁舎等の工事に係るもの (ロ) (イ)以外のもの a 東部総合事務所及び八頭総合事務所の所管区域に係るもの b 中部総合事務所の所管区域に係るもの c 西部総合事務所及び日野総合事務所の所管区域に係るもの (三) 委託対象設計金額5,000万円以上の委託業務に係るもの (四) 委託対象設計金額500万円以上5,000万円未満の委託業務に係るもの (五) 委託対象設計金額500万円未満の委託業務に係るもの (1) 營繕費に係る本庁舎等の工事に係るもの (2) (1)以外のもの イ 東部総合事務所及び八頭総合事務所の所管区域に係るもの ロ 中部総合事務所の所管区域に係るもの ハ 西部総合事務所及び日野総合事務所の所管区域に係るもの	東部総合事務所長 中部総合事務所長 西部総合事務所長 東部総合事務所長 中部総合事務所長 西部総合事務所長
三	營繕工事に係る鳥取県建設工事執行規則(昭和48年鳥取県規則第20号)に基づく知事の権限に属する事務	1	同規則第5条第11項又は第2項の規定による契約書の作成 (一) 建築工事に係るもの (1) 營繕費に係る本庁舎等の工事に係るもの (2) 請負対象設計金額(請負契約の締結後に請負対象設計金額を変更した場合に					

<p>あつては、当 初の請負対象 設計金額。</p>	<p>(3)及び(二) において同 じ。)が2億 円以上の工事 に係るもの</p>	<p>イ 東部総合 事務所及び 八頭総合事 務所の所管 区域に係る もの</p>	<p>東部総合事務 所長</p>
<p>ロ 中部総合 事務所の所 管区域に係 るもの</p>	<p>中部総合事務 所長</p>		
<p>ハ 西部総合 事務所及び 日野総合事 務所の所管 区域に係る もの</p>	<p>西部総合事務 所長</p>		
<p>(3) 請負対象 設計金額が2 億円未満の工 事に係るもの</p>	<p>イ 東部総合 事務所及び 八頭総合事 務所の所管 区域に係る もの</p>	<p>東部総合事務 所長</p>	
<p>ロ 中部総合 事務所の所 管区域に係 るもの</p>	<p>中部総合事務 所長</p>		
<p>ハ 西部総合 事務所及び 日野総合事 務所の所管 区域に係る もの</p>	<p>西部総合事務 所長</p>		
<p>(二) 設け工事に 係るもの</p>	<p>(1) 営繕費に 係る本庁合等 の工事に係る もの</p>		
<p>(2) 請負対象 設計金額が 6,000万円以上 の工事に係る もの</p>	<p>イ 東部総合 事務所及び 八頭総合事 務所の所管 区域に係る もの</p>	<p>東部総合事務 所長</p>	
<p>ロ 中部総合 事務所の所 管区域に係 るもの</p>	<p>中部総合事務 所長</p>		
<p>ハ 西部総合 事務所及び 日野総合事 務所の所管 区域に係る もの</p>	<p>西部総合事務 所長</p>		
<p>(3) 請負対象 設計金額が 6,000万円未満 の工事に係る もの</p>	<p>イ 東部総合 事務所及び 八頭総合事 務所の所管 区域に係る もの</p>	<p>東部総合事務 所長</p>	
<p>ロ 中部総合 事務所の所 管区域に係 るもの</p>	<p>中部総合事務 所長</p>		

		るもの 八 西部総合事務所及び日野総合事務所の所管区域に係るもの							西部総合事務所長														
2	同規則第18条第1項の規定による見積書の提出者の決定	(一) 請負対象設計金額が2億円以上の工事に係るもの (二) 請負対象設計金額が2億円未満の工事に係るもの (1) 建築工事に係るもの イ 営繕費に係る本庁舎等の工事に係るもの ロ イ以外のもの (イ) 東部総合事務所及び八頭総合事務所の所管区域に係るもの (ロ) 中部総合事務所の所管区域に係るもの (ハ) 西部総合事務所及び日野総合事務所の所管区域に係るもの (2) 設備工事に係るもの イ 請負対象設計金額が6,000万円以上の工事に係るもの ロ 請負対象設計金額が6,000万円未満の工事に係るもの (イ) 営繕費に係る本庁舎等の工事に係るもの (ロ) (イ)以外のもの a 東部総合事務所及び八頭総合事務所の所管区域に係るもの b 中部総合事務所の所管区域に係るもの c 西部総合事務所及							東部総合事務所長														
									中部総合事務所長														
									西部総合事務所長														

	び日野 総合事 務所の 所管区 域に係 るもの																
3	<p>同規則第19条の 規定による予定面 積の決定</p> <p>(一) 請負対象設 計金額が2億円 以上の工事に係 るもの</p> <p>(二) 請負対象設 計金額が2億円 未満の工事に係 るもの</p> <p>(1) 建築工事 に係るもの</p> <p>イ 営繕費に 係る本庁舎 等の工事に 係るもの</p> <p>ロ イ以外の もの</p> <p>(イ) 東部 総合事務 所及び八 頭総合事 務所の所 管区域に 係るもの</p> <p>(ロ) 中部 総合事務 所の所管 区域に係 るもの</p> <p>(ハ) 西部 総合事務 所及び日 野総合事 務所の所 管区域に 係るもの</p> <p>(2) 設備工事 に係るもの</p> <p>イ 請負対象 設計金額が 6,000万円以 上の工事に 係るもの</p> <p>ロ 請負対象 設計金額が 6,000万円未 満の工事に 係るもの</p> <p>(イ) 営繕 費に係る 本庁舎等 の工事に 係るもの</p> <p>(ロ) (イ) 以外のも の</p> <p>a 東部 総合事 務所及 び八頭 総合事 務所の 所管区 域に係 るもの</p> <p>b 中部 総合事 務所の 所管区 域に係 るもの</p> <p>c 西部 総合事 務所及 び日野 総合事</p>					東部総合事務 所長	中部総合事務 所長	西部総合事務 所長									

		<p>務所の 所管区 域に係 るもの</p>																									
4	同規則第22条の 規定による請負契 約の相手方の決定	<p>(一) 請負対象設 計金額が2億円 以上の工事に係 るもの</p> <p>(二) 請負対象設 計金額が2億円 未満の工事に係 るもの</p> <p>(1) 建築工事 に係るもの</p> <p>イ 営繕費に 係る本庁舎 等の工事に 係るもの</p> <p>ロ イ以外の もの</p> <p>(イ) 東部 総合事務 所及び八 頭総合事 務所の所 管区域に 係るもの</p> <p>(ロ) 中部 総合事務 所の所管 区域に係 るもの</p> <p>(ハ) 西部 総合事務 所及び日 野総合事 務所の所 管区域に 係るもの</p> <p>(2) 設備工事 に係るもの</p> <p>イ 請負対象 設計金額が 6,000万円以 上の工事に 係るもの</p> <p>ロ 請負対象 設計金額が 6,000万円未 満の工事に 係るもの</p> <p>(イ) 営繕 費に係る 本庁舎等 の工事に 係るもの</p> <p>(ロ) (イ) 以外のも の</p> <p>a 東部 総合事 務所及 び八頭 総合事 務所の 所管区 域に係 るもの</p> <p>b 中部 総合事 務所の 所管区 域に係 るもの</p> <p>c 西部 総合事 務所及 び日野 総合事 務所の 所管区</p>								東部総合事務 所長																	
										中部総合事務 所長																	
										西部総合事務 所長																	
										東部総合事務 所長																	
										中部総合事務 所長																	
										西部総合事務 所長																	

<p>域に係 るもの</p>															
<p>5 同規則第23条第 1項の規定による 請負契約の相手方 の決定 (一) 請負対象設 計金額が2億円 以上の工事に係 るもの (二) 請負対象設 計金額が2億円 未満の工事に係 るもの (1) 建築工事 に係るもの イ 営繕費に 係る本庁舎 等の工事に 係るもの ロ イ以外の もの (イ) 東部総 合事務所及 び八頭総合 事務所の所 管区域に係 るもの (ロ) 中部総 合事務所の 所管区域に 係るもの (ハ) 西部総 合事務所及 び日野総合 事務所の所 管区域に係 るもの (2) 設備工事 に係るもの イ 請負対象 設計金額が 6,000万円以 上の工事に 係るもの ロ 請負対象 設計金額が 6,000万円未 満の工事に 係るもの (イ) 営繕 費に係る 本庁舎等 の工事に 係るもの (ロ) (イ) 以外のも の a 東部 総合事 務所及 び八頭 総合事 務所の 所管区 域に係 るもの b 中部 総合事 務所の 所管区 域に係 るもの c 西部 総合事 務所及 び日野 総合事 務所の 所管区 域に係 るもの</p>						<p>東部総合事務 所長</p>					<p>中部総合事務 所長</p>				
<p>6 同規則第26条た</p>															

	<p>だし書の規定による権利義務の譲渡等の承認</p> <p>(一) 請負対象設計金額(請負契約の締結後に請負対象設計金額を変更した場合にあっては、当初の請負対象設計金額。以下営業課の項の三において同じ。)が5億円以上の工事に係るもの</p> <p>(二) 請負対象設計金額が5億円未満の工事に係るもの</p> <p>(1) 請負対象設計金額が2億円以上の工事に係るもの</p> <p>(2) 請負対象設計金額が2億円未満の工事に係るもの</p> <p>イ 建築工事に係るもの</p> <p>(イ) 営業費に係る本庁舎等の工事に係るもの</p> <p>(ロ) (イ)以外のもの</p> <p>a 東部総合事務所及び八頭総合事務所の所管区域に係るもの</p> <p>b 中部総合事務所の所管区域に係るもの</p> <p>c 西部総合事務所及び日野総合事務所の所管区域に係るもの</p> <p>ロ 設備工事に係るもの</p> <p>(イ) 工事費が6,000万円以上の工事に係るもの</p> <p>(ロ) 工事費が6,000万円未満の工事に係るもの</p> <p>a 営業費に係る本庁舎等の工事に係るもの</p> <p>b a以外のもの</p> <p>(a) 東部</p>					<p>東部総合事務所長</p>											
						<p>中部総合事務所長</p>											
						<p>西部総合事務所長</p>											
						<p>東部総合事務所長</p>											

<p>総合事務所及び八頭総合事務所の所管区域に係るもの (b) 中部総合事務所の所管区域に係るもの (c) 西部総合事務所及び日野総合事務所の所管区域に係るもの</p>																								
<p>7 同規則第28条の規定による下請負者等に関する報告の要求 (一) 営繕費に係る本庁舎等の工事に係るもの (二) (一)以外のもの (1) 東部総合事務所及び八頭総合事務所に係るもの (2) 中部総合事務所に係るもの (3) 西部総合事務所及び日野総合事務所に係るもの</p>																								
<p>8 同規則第30条第1項の規定による工事の監造の命令 (一) 営繕費に係る本庁舎等の工事に係るもの (二) (一)以外のもの (1) 東部総合事務所及び八頭総合事務所に係るもの (2) 中部総合事務所に係るもの (3) 西部総合事務所及び日野総合事務所に係るもの</p>																								
<p>9 同規則第30条第1項の規定による工事の監造の委託（一般競争入札又は指名競争入札の執行に係る事務を除く。）</p>																								

	<p>(一) 請負対象設計金額が5億円以上の工事に係るもの</p> <p>(二) 請負対象設計金額が5億円未満の工事に係るもの</p> <p>(1) 請負対象設計金額が2億円以上の工事に係るもの</p> <p>(2) 請負対象設計金額が2億円未満の工事に係るもの</p>																
10	<p>同規則第33条第1項及び第21項の規定による措置の要求</p> <p>(一) 請負対象設計金額が2億円以上の工事に係るもの</p> <p>(二) 請負対象設計金額が2億円未満の工事に係るもの</p> <p>(1) 建築工事に係るもの</p> <p>イ 営繕費に係る本庁舎等の工事に係るもの</p> <p>ロ イ以外のもの</p> <p>(イ) 東部総合事務所及び八頭総合事務所の所管区域に係るもの</p> <p>(ロ) 中部総合事務所所管区域に係るもの</p> <p>(ハ) 西部総合事務所及び日野総合事務所の所管区域に係るもの</p> <p>(2) 設備工事に係るもの</p> <p>イ 請負対象設計金額が6,000万円以上の工事に係るもの</p> <p>ロ 請負対象設計金額が6,000万円未満の工事に係るもの</p> <p>(イ) 営繕費に係る本庁舎等の工事に係るもの</p> <p>(ロ) (イ)以外のもの</p> <p>a 東部総合事務所及び八頭総合事務所の所管区域に係るもの</p>					<p>東部総合事務所 所長</p>	<p>中部総合事務所 所長</p>	<p>西部総合事務所 所長</p>									<p>東部総合事務所 所長</p>

	<p>b 中部 総合事 務所の 所管区 域に係 るもの</p> <p>c 西部 総合事 務所及 び日野 総合事 務所の 所管区 域に係 るもの</p>					中部総合事務 所長	
						西部総合事務 所長	
11	<p>同規則第36条第 7項、第37条後 段、第39条第5 項、第40条後段及 び第40条の2第3 項の規定による工 期又は請負代金の 額の変更</p> <p>(一) 請負対象設 計金額が5億円 以上の工事に係 るもの</p> <p>(二) 請負対象設 計金額が5億円 未満の工事に係 るもの</p> <p>(1) 請負対象 設計金額が2 億円以上の工 事に係るもの</p> <p>(2) 請負対象 設計金額が2 億円未満の工 事に係るもの</p> <p>イ 建築工事 に係るもの</p> <p>(イ) 営繕 費に係る 本庁舎等 の工事に 係るもの</p> <p>(ロ) (イ) 以外のも の</p> <p>a 東部 総合事 務所及 び八頭 総合事 務所の 所管区 域に係 るもの</p> <p>b 中部 総合事 務所の 所管区 域に係 るもの</p> <p>c 西部 総合事 務所及 び日野 総合事 務所の 所管区 域に係 るもの</p> <p>ロ 設備工事 に係るもの</p> <p>(イ) 請負 対象設計 金額が 6,000万円 以上の工 事に係る もの</p> <p>(ロ) 請負 対象設計</p>					東部総合事務 所長	
						中部総合事務 所長	
						西部総合事務 所長	

	<p>金額が6,000万円未満の工事に係るもの</p> <p>a 普請費に係る本庁舎等の工事に係るもの</p> <p>b a以外のもの</p> <p>(a) 東部総合事務所及び八頭総合事務所の所管区域に係るもの</p> <p>(b) 中部総合事務所の所管区域に係るもの</p> <p>(c) 西部総合事務所及び日野総合事務所の所管区域に係るもの</p>					<p>東部総合事務所長</p>										
	<p>12 同規則第36条第71項後段、第37条後段、第40条後段及び第40条の2第31項(同規則第38条第21項において準用する場合を含む。)の規定による必要な負担の決定</p> <p>(一) 請負対象設計金額が5億円以上の工事に係るもの</p> <p>(二) 請負対象設計金額が5億円未満の工事に係るもの</p> <p>(1) 請負対象設計金額が2億円以上の工事に係るもの</p> <p>(2) 請負対象設計金額が2億円未満の工事に係るもの</p>					<p>中部総合事務所長</p>										
	<p>13 同規則第39条第41項の規定による工事内容の変更等</p> <p>(一) 請負対象設計</p>					<p>西部総合事務所長</p>										

	<p>計金額が5億円以上の工事に係るもの</p> <p>(二) 請負対象設計金額が5億円未満の工事に係るもの</p> <p>(1) 請負対象設計金額が2億円以上の工事に係るもの</p> <p>(2) 請負対象設計金額が2億円未満の工事に係るもの</p> <p>イ 建築工事に係るもの</p> <p>(イ) 営繕費に係る本庁舎等の工事に係るもの</p> <p>(ロ) (イ)以外のもの</p> <p>a 東部総合事務所及び八頭総合事務所の所管区域に係るもの</p> <p>b 中部総合事務所の所管区域に係るもの</p> <p>c 西部総合事務所及び日野総合事務所の所管区域に係るもの</p> <p>ロ 設備工事に係るもの</p> <p>(イ) 請負対象設計金額が6,000万円以上の工事に係るもの</p> <p>(ロ) 請負対象設計金額が6,000万円未満の工事に係るもの</p> <p>a 営繕費に係る本庁舎等の工事に係るもの</p> <p>b a以外のもの</p> <p>(a) 東部総合事務所及び八頭総合事務所</p>		<p>東部総合事務所 所長</p> <p>中部総合事務所 所長</p> <p>西部総合事務所 所長</p> <p>東部総合事務所 所長</p>												
--	---	--	---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

		管区域に係るもの (b) 中部総合事務所の所管区域に係るもの (c) 西部総合事務所及び日野総合事務所の所管区域に係るもの					中部総合事務所長 西部総合事務所長										
	14 同規則第40条前段の規定による工事の内容の変更等 (一) 請負対象設計金額が5億円以上の工事に係るもの (二) 請負対象設計金額が5億円未満の工事に係るもの (1) 請負対象設計金額が2億円以上の工事に係るもの (2) 請負対象設計金額が2億円未満の工事に係るもの イ 建築工事に係るもの (イ) 営繕費に係る本庁舎等の工事に係るもの (ロ) (イ) 以外のもの a 東部総合事務所及び八頭総合事務所の所管区域に係るもの b 中部総合事務所の所管区域に係るもの c 西部総合事務所及び日野総合事務所の所管区域に係るもの ロ 設備工事に係るもの (イ) 請負						東部総合事務所長 中部総合事務所長 西部総合事務所長										

	<p>対象設計金額が6,000万円以上の工事に係るもの (ロ) 請負対象設計金額が6,000万円未満の工事に係るもの a 嘗緒費に係る本庁舎等の工事に係るもの b a以外のもの (a) 東部総合事務所及び八頭総合事務所の所管区域に係るもの (b) 中部総合事務所の所管区域に係るもの (c) 西部総合事務所及び日野総合事務所の所管区域に係るもの</p>			東部総合事務所 所長				
15	<p>同規則第40条の2第1項及び第2項の規定による工事の施工の一時中止 (一) 請負対象設計金額が5億円以上の工事に係るもの (二) 請負対象設計金額が5億円未満の工事に係るもの (1) 請負対象設計金額が2億円以上の工事に係るもの (2) 請負対象設計金額が2億円未満の工事に係るもの イ 建築工事に係るもの</p>			中部総合事務所 所長				
				西部総合事務所 所長				

(イ) 営繕費に係る本庁舎等の工事に係るもの									
(ロ) (イ)以外のもの									
a 東部総合事務所及び八頭総合事務所の所管区域に係るもの									東部総合事務所 所長
b 中部総合事務所の所管区域に係るもの									中部総合事務所 所長
c 西部総合事務所及び日野総合事務所の所管区域に係るもの									西部総合事務所 所長
□ 設備工事に係るもの									
(イ) 請負対象設計金額が6,000万円以上の工事に係るもの									
(ロ) 請負対象設計金額が6,000万円未満の工事に係るもの									
a 営繕費に係る本庁舎等の工事に係るもの									
b a以外のもの									
(a) 東部総合事務所及び八頭総合事務所の所管区域に係るもの									東部総合事務所 所長
(b) 中部総合事務所の所管区域に係るもの									中部総合事務所 所長
(c) 西部総合事務所									西部総合事務所 所長

	<p>事務所及び日野総合事務所の所管区域に係るもの</p>																									
16	<p>同規則第41条の規定による工期の延長の承認 (一) 請負対象設計金額が5億円以上の工事に係るもの (二) 請負対象設計金額が5億円未満の工事に係るもの (1) 請負対象設計金額が2億円以上の工事に係るもの (2) 請負対象設計金額が2億円未満の工事に係るもの イ 建築工事に係るもの (イ) 営繕費に係る本庁舎等の工事に係るもの (ロ) (イ)以外のもの a 東部総合事務所及び八頭総合事務所の所管区域に係るもの b 中部総合事務所の所管区域に係るもの c 西部総合事務所及び日野総合事務所の所管区域に係るもの ロ 設備工事に係るもの (イ) 請負対象設計金額が6,000万円以上の工事に係るもの (ロ) 請負対象設計金額が6,000万円未満の工事に係るもの a 営繕費に係る本庁舎等の</p>								東部総合事務所長																	